「食料・農業・農村基本計画」見直しに対する意見書

現在行われている「食料・農業・農村基本計画」の見直しについて、本年８月に「中間論点整理」が報告され、明年３月の見直しへ向け作業が進められている。「食料・農業・農村基本計画」は今後の日本の食料・農業政策を大きく左右するものであるにもかかわらず、現在示されているのは、①担い手政策のあり方②品目横断的政策等の経常安定対策の確立③農地制度のあり方④農業資源・環境保全対策の確立であり、最大の課題である食料自給率の向上に向けての施策は先送りされたままである。

基本計画の見直しにあたっては、「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料自給率の引き上げを基本に、食の安全・安定に結びつく施策を展開することが日本農業の再生には必要であるとの観点から、「食料・農業・農村基本計画」の見直しにおいて次の事項の実現を要請する。

１　食料自給率が横ばいで推移してきた原因を明らかにし、生産者と消費者の理解と協力のもとに、自給率引き上げ政策を推進すること。

２　担い手は「プロ農家」に限定せず、意欲を持つ農業者及び地域で「育成すべき担い手」として推薦される者等を対象とすること。また、集落営農は、地域の条件に見合った多様な農業の展開を可能とするものとして位置付けること。

３　新たな経営安定対策は、農産物価格の構造的な低落をカバーし、耕作意欲をもてるよう本格的な所得補填策とすること。

４　土地・農地等土地利用規制の体系を整備し、農地を農地として利活用できる法・制度を早急に確立すること。また、構造改革特区でのリース方式による株式会社の農地取得・農業参入について、拙速な全国展開を行わないこと。

５　担い手以外の農家、地域住民などを含めた農業資源保全の「共同」の取組に対する支援策を、経営所得安定対策とセットで導入すること。また、環境直接支払い制度を創設し、有機農業など環境保全型農業の推進を支援すること。

６　現行の中山間直接支払制度は、拡大・充実して継続実施すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

平成１６年１２月９日

広島県海田町議会

内閣総理大臣　小泉純一郎　様

農林水産大臣　島 村 宣 伸　様